令和6年度 ベストプラクティス企業との意見交換

11月の過重労働解消キャンペーンの一環として、令和6年11月8日(金)に福井労働局長(石川良国)は、福井運輸支局長(髙桒宏之)とともに「物流の2024年問題」に積極的に取り組む企業を訪問しました。

○事業場訪問の概要

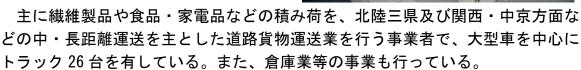
1 訪問日時

令和6年11月8日(金)10:00~11:30

2 企業概要

【運送会社(貨物自動車運送事業者)】

- (1)名 称 株式会社ミツノリ
- (2) 所 在 地 福井県福井市木田町 1307 番地
- (3)代表者 代表取締役社長 寺嶋 和紀
- (4) 労働者数 全体 155 人
- (5)業務内容



拠点としては、本社ほか県内に2か所、県外に2か所を有する。

【荷 主 会 社】

- (1)名 称 サカイオーベックス株式会社
 - 訪問先 花堂工場
- (2)所 在 地 (本 社)福井県福井市花堂中 2-15-1 (花堂工場)福井県福井市花堂北 2-25-35
- (3)代表者 代表取締役社長 松木伸太郎 取締役 花堂工場長 松木 純
- (4) 労働者数 全体 949 人(花堂工場 145 人) 2024 年 9 月末現在
- (5)業務内容

コア事業である染色加工事業を中心に、織布、テキスタイル、縫製、アパレルと、 トータルにテキスタイル事業を展開している。制御機器・情報システム、総合建設 不動産、炭素繊維、水産資材、ヘルスケアとその事業領域を拡大している。

拠点としては、本社ほか県内に事業所を4か所、県外に営業所を3か所を有し、 また、グループ会社が国内に12社、海外に2社ある。

花堂工場は、トリアセテートを主とする婦人衣料織物、カーテン・寝具といった 生活資材織物の染色・プリント加工を担い、ファッション衣料やインテリア関連商 品などに新たな価値を創造している。



〇課題及び取組

1 道路貨物運送業における労働時間削減の課題(物流の 2024 年問題)

令和6(2024)年4月1日からの自動車運転者に対する労働時間上限規制及び改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」への適用により、これまで以上にドライバーの人員増加を行う必要があるが、県内の「自動車運転の職業」の有効求人倍率は概ね 2.5~3.5 を推移し、高止まりの状況にあり、必要な運転手の確保が困難になっている。また、ドライバーの労働時間削減のためには、荷役作業時間の短縮が一つの大きな柱となるが、荷待ち時間も含めた荷役作業の短縮は、荷主との取引慣行の問題など、個々の事業主の努力では解決できない課題もある。

2 トラックドライバーの拘束時間削減のための取組内容

(1) 運送会社(株式会社ミツノリ)

ア パレット輸送の拡大

- (ア) 発荷主へ運送会社が準備したパレットを事前に持ち込みし、出荷貨物をパレット積みいただくよう要望し、荷の選出作業(ピッキング作業)及びパレット積みの協力を得たことで、積み込み時間の短縮が図られた。
- (イ) 発荷主了解のもと、着荷主へ パレット納品の要請を行い、 着荷主ごとのパレットを準備 することでパレット納品割合 が拡大した。



寺嶋社長(写真奥右側から2人目)から取組状況の説明を受ける労働局長(同手前右側から3人目)及び運輸支局長(同2人目)

現在は約7割の納品がパレット納品となっている。

イ 高速道路の利用拡大

関西方面向けの運行は、これまで高速道路の部分的な利用を行っていたが、可能な区間は全て高速道路を利用することで、ドライバーの運行時間の短縮を図った。

これにより到着地での休息時間を十分取れる体制が確立できた。

ウ 拘束時間管理の徹底

令和元(2019)年から段階的に夜間運行ドライバーの月間拘束時間目標を設定し、月間 270 時間から始め、3年間で現在の月間 250 時間(改善基準告示では最大 284 時間まで)へ短縮するため、日々の拘束時間の状況を分析し、状況に応じた時差出勤等の取組みや計画運行を進め、拘束時間の短縮を進めた。

(2) 荷主会社(サカイオーベックス株式会社 花堂工場)

ア 作業場所の確保のための荷捌き場(倉庫)新設

運転手が運送会社が準備した別パレットに積み替えたり、固定するための作業スペースが十分でなかったため、荷捌き場を新設し、作業しやすいスペースを確保することで、混雑を緩和し、運転手の疲労軽減に協力した。

イ 積み込む荷の選出作業を荷主側で実施 運転手が行っていた荷の選出作業(ピッキング作業)を、荷主がグループ会社 に発注して実施することとしたため、運 転手による荷のピッキング作業が大幅 に軽減された。



松木取締役工場長(写真左側から1人目)取り組み状況 などの説明を受ける労働局長(同右側から1人目)及び 運輸支局長(同2人目)

ウ 行先別に仕分けしてパレット上に保管

上記の荷のピッキング作業と合わせて、行先別に仕分けして荷捌き場まで運搬することも、荷主がグループ会社に発注して実施することとしたため、運送会社が自社のパレットに移し変える作業が大幅に軽減された。

エ 集荷時間が遅くならないように出荷日を調整

17時までに運送会社の集荷が終わるように、取引先と調整して、受注の翌日発送から、受注の翌々日発送に変えて、集荷待ちを発生させないようにした。



荷捌き場で松木取締役工場長(写真手前左)と寺嶋社長(同 手前右)から改善点などの説明を受ける労働局長(同奥左) 及び運輸支局長(同奥右2人目)



積み込み作業を見学して、運転手(写真左から2人目)に荷役作業について質問する労働局長(同1人目)と運輸支局長(同4人目)

3 取組結果

荷主会社の荷捌き場(倉庫)建設とピッキング作業等のグループ会社への発注により、 運送会社の積み込み作業時間が4時間から約3時間となり約25%削減され、荷下ろし 時もパレット輸送に切り替えたことで、約1時間の短縮となった。 夜間運行ドライバーの1か月の平均拘束時間(※)の推移(各年度上期)は

平成 28 (2016) 年度 29

292:25 時間 取組開始時

令和 元 (2019) 年度

256:45 時間 働き方改革元年

令和 6 (2024) 年度

233:45 時間 時間外上限規制開始

であり、平成28(2016)年度比で約20%の拘束時間が削減されている。

また、荷主会社も、自社の働き方改革を進め、働き方改革前の平成 30 (2018)年 と比較して、令和 5 (2023)年の時間外労働は、

会社全体 20%削減

花堂工場 24%削減

している。加えて、荷捌き場設置と出荷日の調整により、製品保管場所が増えたことで、集中した出荷日の注文に対して、より平準化した生産体制をとることができ、荷主会社及び梱包を請け負っているグループ会社の時間外労働削減にも寄与した。

※拘束時間

労働時間と休憩時間を足した時間のこと。トラック運転者には、一般の労働者とは 異なり、拘束時間、休憩時間、運転時間などに「自動車運転者の労働時間等の改善の ための基準(以下「改善基準」という。)」により特別な規制が設けられています。令 和6年4月より前の改善基準では、1か月の拘束時間を293時間以内と定めており、 令和6年4月以降は284時間以内と改正されています。

○ 企業訪問を終えて(石川良国 福井労働局長)

本年のベストプラクティス企業との意見交換は、労働基準法の上限規制適用などによる「物流の 2024 年問題」に対して、上限規制の適用以前から継続して、荷主会社と運送会社で互いに積極的に協力して、労働時間を削減している事例として、訪問させていただきました。

「運送会社のパレットを持ち込み、自社パレット上に荷を保管」や「集荷時間が遅くならないように出荷日を調整」など運送会社からの要望に対して、荷主会社が積極的に協力していることの説明がありました。意見交換の中で、荷主会社として運送会社に積極的に協力している理由を聞いた際の「納品先の倉庫に納めるまでの責任があるので、運送会社に「もう運べません。」と言われると困りますから。」との荷主会社からの発言が印象に残りました。

運送会社からは、「高速道路の利用拡大」や「拘束時間管理の徹底」のほかに、「パレット輸送の拡大」による改善の説明をいただき、かつての積み込み作業の大変さを感じるとともに、パレット輸送の効果も聞き、発荷主との協力で、積み込み時間だけでなく、荷下ろし時の作業時間短縮にもつながっていることを確認させていただきました。

また、荷の重さを実感させてもらった後、運送会社の運転手さんとも意見交換した際には、「改善してもらって、疲労度が全然違います。」と言葉があり、労働時間短縮だけでなく、数字に表れない疲労軽減という観点での改善も確認でき、疲労による労働災害や交通事故などの防止にも繋がっていることを感じました。

荷主会社と運送会社が協力した成功例として成果を伺いましたが、まずは、荷主会社が運送会社の要望を聞く場を持つということが非常に大切であり、そして、荷主会社の責任感により成果に結びついたのだと思われました。

今後、この事例を参考に、県内の荷主会社と運送会社がともに協力をいただければと思います。